

# 令和8年度狩猟免許試験のご案内

青森県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下法という。）第41条の規定により、令和8年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。



## 1. 試験の日時及び場所

	実施日	会場	試験時間	申込書受付期間
第1回	令和8年 6月27日（土）	青森県総合社会教育センター （青森市大字荒川字藤戸119-7） P無料駐車場あり（約300台） ※県立図書館と共用	【受付】 9:30-9:50  【試験】 10:00-16:00  【休憩】 12:30-13:10	5月7日（木）から 6月5日（金）まで
第2回	令和8年 7月18日（土）	弘前文化センター （弘前市下白銀町19-4） P有料駐車場（約100台）		5月26日（火）から 6月26日（金）まで
第3回	令和8年 9月12日（土）	友の会 福祉会館 （八戸市長根1-2-8） P無料駐車場あり（約30台） ※台数に限りあり		7月21日（火）から 8月21日（金）まで
第4回	令和8年 11月29日（日）	青森県総合社会教育センター （青森市大字荒川字藤戸119-7） P無料駐車場あり（約300台） ※県立図書館と共用		10月6日（火）から 11月6日（金）まで

**【定員】各回100名（先着順）**

※申請状況により、早期に受付を終了する可能性がありますので、予め御了承ください。

※試験時間は目安です。進行状況により変更となる場合があります。

## 2. 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許…網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用して狩猟するための免許
- (2) わな猟免許…わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用して狩猟するための免許
- (3) 第一種銃猟免許…装薬銃、空気銃及び圧縮ガス銃を使用して狩猟するための免許
- (4) 第二種銃猟免許…空気銃及び圧縮ガス銃を使用して狩猟するための免許



## 3. 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力、運動能力）
- (2) 知識試験（法令、猟具、鳥獣等に関する筆記試験）
- (3) 技能試験（猟具の操作、距離の目測※、鳥獣の判別に関する技能試験）

※距離の目測は第一種及び第二種銃猟免許受験者に限ります。

## 4. 受験資格

青森県内に住所を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 「網猟免許」及び「わな猟免許」にあつては満18歳に満たない者  
「第一種銃猟免許」及び「第二種銃猟免許」にあつては満20歳に満たない者
- (2) 総合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

## 5. 受験手数料

- (1) 狩猟免許を新規で取得する（狩猟免許を持っていない）方…**5,200円**
- (2) すでに狩猟免許をお持ちの方で、当該免許の有効期間内に、異なる種類の免許試験を受けようとする方…**3,900円**

※受験手数料の納付後の返還はできません。

※受験種類ごとに上記手数料が必要です。



### 【参考】一回の試験で複数の免許種類の受験をお考えの方へ

狩猟免許試験は、初心者の方（狩猟免許をお持ちでない方）と既取得者の方（すでにいずれかの狩猟免許をお持ちで、そちらとは異なる種類の免許を取得しようとする方）とで、申請手数料が異なります。初心者の方のうち、一回の試験で複数の免許種類の受験をお考えの方は、次の例をご参照ください。

#### 【一回の試験で、複数の免許種類の受験する場合】

（例：初心者の方が、6月の試験でわな猟免許と第一種免許を受験）

申請手数料：（初心者）5,200円×2種類 = **計10,400円**

#### 【試験日を分けて、複数の免許種類の受験する場合】

（例：初心者の方が、第一回目（6月）の試験でわな猟免許を受験し合格。

その後、既取得者として、第二回目（7月）の試験で第一種免許を受験）

申請手数料：第一回目試験（初心者） 5,200円

第二回目試験（既取得者） 3,900円

= **計9,100円**

## 6. 提出書類



狩猟免許試験を受援する方は、次に掲げる書類を、住所地を所管する農林水産事務所林業振興課に提出してください。

提出書類	提出部数	備考
狩猟免許申請書 (第16号様式)	受験種ごとに 1部	<ul style="list-style-type: none"><li>・受験する種類につき1部提出が必要です。 (例：網、わな、第一種の3種類を受験する場合 ⇒申請書3枚)</li><li>・申請書の用紙は県庁ホームページからダウンロードできるほか、各農林水産事務所林業振興課で交付します。</li></ul>
狩猟免許申請 手数料	受験種ごとに 1組	<ul style="list-style-type: none"><li>・前項「4. 受験手数料」の金額相当分の青森県収入証紙。</li><li>・複数申請する場合は、それぞれの申請書に必要な分の収入証紙を貼付してください。</li></ul>
顔写真	受験種ごとに 1枚	<ul style="list-style-type: none"><li>・6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。</li><li>・縦3.0センチ×横2.4センチの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。</li></ul>
返信用封筒	1部	<ul style="list-style-type: none"><li>・長形3号封筒の表面に住所及び氏名を記載し、郵便切手(110円)を貼付したもの。</li></ul>
医師の診断書	1通	<ul style="list-style-type: none"><li>・発行後3か月以内で、銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護並びに管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない者であることが記載してあるもの。</li><li>・診断書の用紙は県庁ホームページからダウンロードできます。 なお、銃砲刀剣類所持取締法第四条第一項第一号の規定による所持許可を現に受けている場合、この診断書は不要ですが、当該許可証の写しを提出してください。</li><li>・発行後3か月以内のもので提出済みの原本が確認できる場合には写しを提出いただいても構いません。</li></ul>
銃器の所持 許可証の写し	1部	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者が第一種猟銃免許または第二種猟銃免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合に限り、当該許可証の写しを提出してください。</li></ul>

## 7. 受験手続

狩猟免許試験を受験する方は、狩猟免許申請書に必要な事項を記入し、「6.提出書類」に掲げる書類を添付して、住所地を所管する農林水産事務所に提出してください。

狩猟免許申請書の用紙は、各農林水産事務所で交付するほか、県庁ホームページからもダウンロードできます。**両面印刷**してご使用ください。

試験のおおよそ1週間前ころまでに、受験票を郵送します。試験の**5日前**になっても受験票が届かない場合は、お手数ですが、青森県自然保護課（017-734-9257）までお問い合わせください。

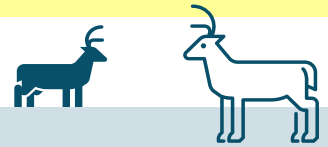


**【ご注意ください】試験は定員制です。（各回100名）**

・先着順に受付し、定員に達した場合、受付期間内であっても早期に受付を終了する可能性がありますので、予め御了承ください。

・受付を終了した場合は、県庁ホームページでお知らせしますので、申請手続き前に県庁ホームページを必ず御確認ください。

・第4回目試験は混雑が予想され、早期受付終了の可能性がります。ご都合のつく方は、第1～3回目試験の受験をおすすめします。



## 8. 注意事項

- ・受験日は、受験票に記載した日に限られます。
- ・試験問題及び試験当日における説明等はすべて日本語で行います。外国語対応は行いませんので御了承ください。
- ・試験当日に体調不良の方は、受験をお控えください。なお、納付された申請手数料の返還はできませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・各試験会場は、敷地内を含めすべて禁煙です。
- ・各試験会場の駐車場は台数に限りがあります。満車の場合は、周辺のコインパーキング等をご利用いただくほか、公共交通機関の利用をご検討ください。

※弘前文化センター会場の駐車場は有料です。駐車料金の補助や割引等はございませんので、予めご承知おきください。

## 9. 申請書の提出先・問合せ先

お住まいの市町村	提出先・問合せ先	所在地・電話番号
青森市、平内町、外ヶ浜町、 今別町、蓬田村	東青農林水産事務所 林業振興課	〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 (青森フコク生命ビル6階) 直通 017-734-9962
弘前市、黒石市、西目屋村、 藤崎町、大鰐町、平川市、 田舎館村	中南農林水産事務所 林業振興課	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 代表0172-32-1131 内線260
八戸市、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、 新郷村	三八農林水産事務所 林業振興課	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 代表0178-27-5111 内線342
五所川原市、つがる市、 板柳町、中泊町、鶴田町、 鱒ヶ沢町、深浦町	西北農林水産事務所 林業振興課	〒038-2761 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37 直通0173-72-6613
十和田市、三沢市、 野辺地町、七戸町、 おいらせ町、六戸町、 横浜町、東北町、六ヶ所村	上北農林水産事務所 林業振興課	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 代表0176-22-8111 内線281
むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村	下北農林水産事務所 林業振興課	〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 代表0175-22-8581 内線243

または【青森県庁自然保護課 017-734-9257】までお問合せください。

